

安全報告書

(2024年度分)

(航空法第111条の6に基づく安全報告書の公表)

オールニッポンヘリコプター株式会社

——CONTENTS——

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について
2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制について
 - 2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報
 - 2-2 日常運航の支援体制、教育訓練について
 - 2-3 日常運航における問題点の把握およびフィードバック方法
 - 2-4 安全に関する社内啓発活動等の取り組み
 - 2-5 使用している航空機に関する情報
3. 法 111 条の 4 の規定に基づく報告について
 - 3-1 事故・トラブルの種類別発生件数
 - 3-2 イレギュラー運航について
 - 3-3 安全上の重大性が特に大きかった事象の概要と対応について
4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置について
 - 4-1 前項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置
 - 4-2 国から受けた行政指導と講じた処置
 - 4-3 情報の伝達及び共有に関する事項の概要
 - 4-4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要
 - 4-5 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要
 - 4-6 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要
 - 4-7 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要
 - 4-8 前 1 から 7 以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置
 - 4-9 輸送の安全に関する目標の達成状況、安全に関する取り組みの実施状況
 - 4-10 令和 6 年度(2024 年度)の安全指標・安全目標値

本報告書は、2025 年 3 月 31 日現在の情報に基づき作成しています。

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針について(規則第221条の6第1号)

当社では、“絶対安全への誓い”を全役職員で深く共有し、「ANH 安全宣言」と「ANH 行動基準」を行動の拠り所として事業運営を行っています。

規程類の不足や不備への対応として改訂を進めるとともに、不具合事象発生時の判断や情報共有体制の充実に取り組んでいます。

安全運航推進委員会では、不具合に関する処置や判断基準の再検証を行い、社長直轄の「安全推進室」を中心に各種安全施策を講じています。さらに、安全監査室による検証等を通じて、安全管理体制の一層の強化を図っています。

行動憲章**【安全宣言】**

ANHは、安全を最優先します

ANHは、安全を企業の社会的責任と受け止め、
社員の義務と定めます

ANHは、安全を確保するために近道を選びません

【行動基準】**○安全の確保**

全役職員は、「安全宣言」の精神にのっとり、
安全を最優先として事業活動を行います

○法令遵守の徹底

全役職員は、事業に関係する法令・企業倫理を守り、
常に持てる能力を最大限に発揮して職務に精励します

○公正な事業活動

全役職員は、ANHが取り組む事業の公共性を深く認識し、
透明性の高い事業運営を行います

安全方針【安全管理規程第2章】

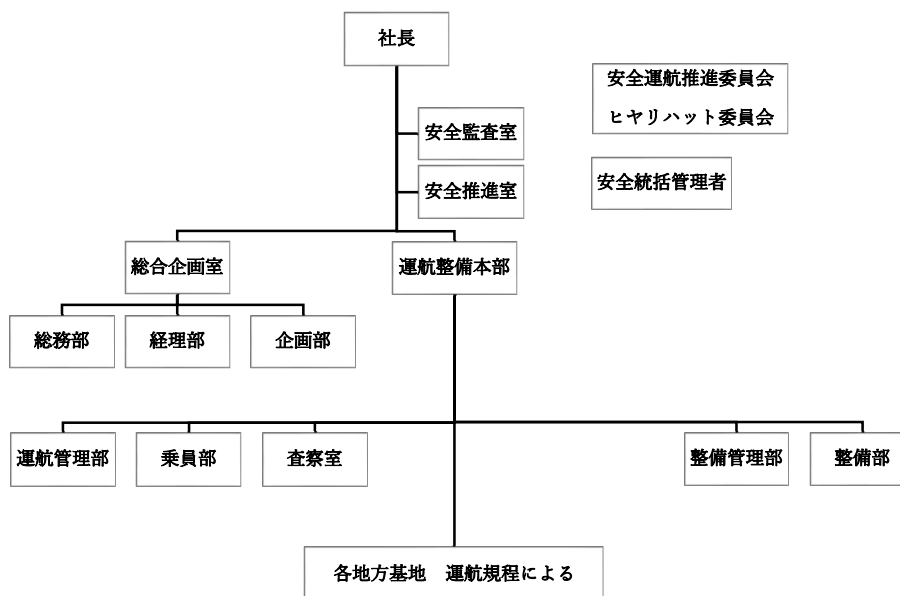
- ①安全の確保が経営の基盤であり社会への責務であると深く認識し、あらゆる活動の基本と位置付ける。
- ②全役職員一人ひとりの責任ある誠実な行動により、事故・トラブルの未然防止に万全を期し安全を追求する。
- ③万一、事故・トラブルが発生した場合には、危険の排除や被害の回復に努めるため、迅速かつ責任ある行動をとる。
- ④安全文化の醸成に努め、安全に係る教育・啓蒙を推進する。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理体制について

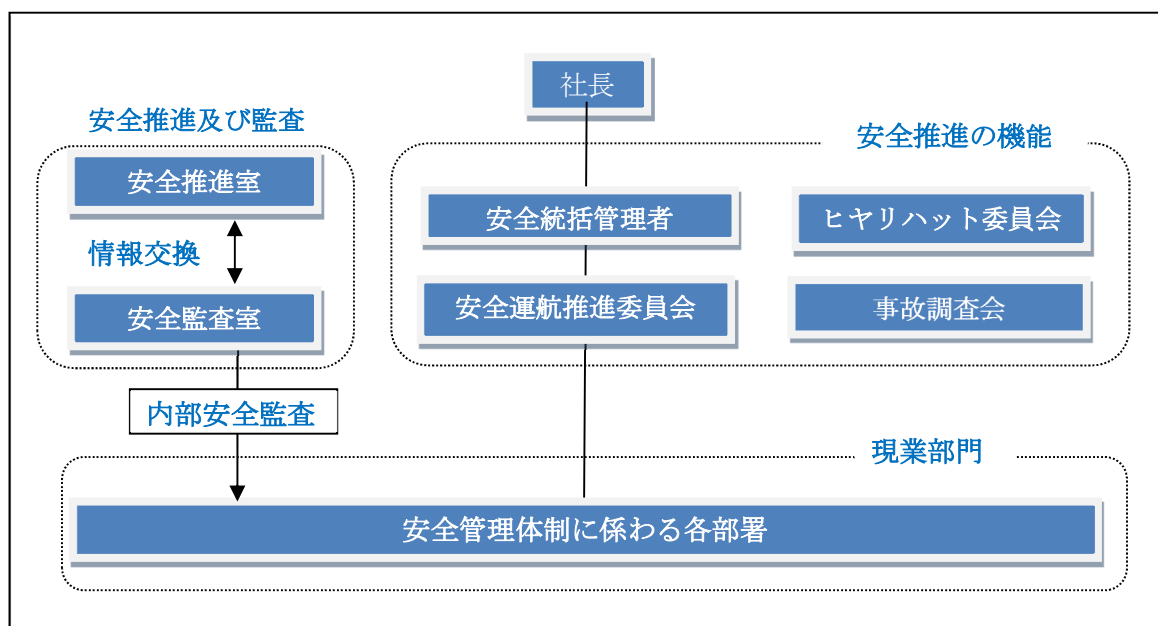
(規則第221条の6第2号)

2-1 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

(1) 会社全体組織図



(2) 安全推進部門の組織図



(3) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

社長は、安全に関する最終責任者として、運航の安全の確保に積極的に関わっていくことを全役職員に宣言する。

(4) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項、権限及び責務

安全統括管理者は、会社内の安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者であり、社長が任命する。

会社は、安全統括管理者を選任または解任した場合、法令に基づき、国土交通大臣に届出を行なう。

選任要件は、安全施策・安全投資の決定等、安全に関する重要な経営判断に直接関与できる管理的地位にある者で、法第103条の2第7項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者でなく、かつ航空運送事業の管理の総括に関する業務経験を3年以上有する者とする。

ただし、この要件を具備する者がいない場合は、これに準ずる地位または経験を有する者で、国土交通大臣が承認した者としてすることができる。

権限及び責務は、安全管理の取り組みを統括管理し、安全管理体制の改善と監視を行ないます。また、重要な経営判断には直接関与し、飲酒対策を含む安全施策や投資を管理します。さらに、安全に関する重要事項を社長に報告し、安全運航推進委員会の委員長として関連部門の組織長に助言や支援を提供します。事故やインシデントが発生した場合には、原因究明や是正措置に関する必要な勧告や提言を行い、社内の体制設置を発動します。

(5) 安全推進部門の組織人員及び有資格者について

安全推進室	安全監査室	航空機乗組員 (機長資格)	整備従事 (社内の有資格者)	運航管理担当者
3 (兼務3)	5 (兼務5)	31 (30)	57 (47)	13 (兼務5)

(6) 各組織の機能・役割の概要

- ◇「安全運航推進委員会」は安全運航上重要な課題の審議、方針の決定、安全対策の実施状況の確認、提言、指示等を行う会社の安全に関わる最高決定機関です。
- ◇「安全推進室」は安全運航推進委員会の事務局を担当し、安全目標の設定等、安全推進の方針を設定するとともに、安全推進活動や安全啓発活動について具体的な施策を立案し、実行・推進する役割を担っています。
- ◇「安全監査室」は、社内各部署が国や会社が定める法律や規則に従って業務を実施しているか、安全管理体制が保たれているかを確認するため、定期的に内部監査を実施しています。また、監査の中で不安全要素が確認された場合は、是正措置を求める役割を担っています。
- ◇「運航整備本部」は運航に係る乗員部、査察室、整備部、整備管理部及び運航管理部から構成されています。運航部門は他社事故等の安全情報発信、運航に関する諸施設の運用整備を行い、整備部門はTCD、SB等の技術情報の周知、整備に関する安全技術の研究を行い、国内10基地3拠点と合わせ、日々の安全運航を担っています。

2-2 日常運航の支援体制、教育訓練について

航空機乗務員、整備従事者及び運航管理担当者に係わる教育・訓練等の内容

(1) 航空機乗務員

◇定期訓練プログラム

定期訓練（学科）

定期訓練（実地）

外部講師講習(AHJ)：「最近の不具合傾向」回転翼機の事故事例紹介、滑走路誤進入防止、RUY(Recoverable Unanticipated YAW)の紹介

航空危険物輸送一般教育（リカレント）

技能審査担当操縦士定期講習

航空保安教育訓練インストラクター定期訓練

◇安全に関するセミナー等

アルコールリカレント教育

ASEC(ANA グループ安全教育センター)

CRM 講習

JAL グループ 安全啓発センター

SRM 講習

SMS（安全マネジメント）講習

飲酒啓発セミナー

サバイバル訓練（ヘリコプター乗員向け不時着対応訓練 ADC）

審査業務講習会

安全運航セミナー（各空港事務所）

運輸防災セミナー&運輸防災ワークショップ（WEB）

航空安全シンポジウム

小型航空機セーフティーセミナー

定期航空協会飲酒啓発セミナー

中日本航空 SI ホール※

那覇空港管制技術交流会・仙台空港管制意見交流会・新潟空港管制意見交流会

レオナルド社安全セミナー

※SI：Safety Innovation

◇その他の教育訓練など

計器飛行経験維持（計器飛行証明保有者）

模擬飛行装置による訓練（EC135 リカレント）

模擬飛行装置による訓練（AS365 リカレント）

模擬飛行装置による訓練（AW139 リカレント）

◇乗員訓練・審査（型式別）

内 容	機 種	人 数
機長昇格訓練 ・ 審査	EC135	3 名
	AS365	0 名
	AW139	0 名
	H160	0 名
型式移行訓練 ・ 審査	EC135	0 名
	AS365N2	1 名
	AS365N3+	0 名
	AW139	3 名
	H160	0 名
定期審査		2 7 名

（参考）

内 容	機 種	人 数
型式別機長 資格発令者	EC135	3 0 名
	AS365	(※) 2 7 名
	AW139	2 0 名
	H160	8 名
※の値は、運送事業機長、使用事業機長の合計		

(2) 整備従事者

◇定期訓練プログラム

航空機整備 品質管理＜基礎編＞講習会
 航空機整備 品質管理＜実務編＞講習会
 航空法規講習会
 整備管理従事者講習会【入門編】
 航空機耐空性管理
 エレキの基礎
 アビオニクスの基礎
 法の実務的運用
 内部品質監査員
 ヒューマンファクターズリカレント訓練（整備部合同）
 航空危険物輸送一般教育（リカレント）
 航空保安教育訓練インストラクター定期訓練

◇安全に関するセミナー等

アルコールリカレント教育
 ASEC(ANA グループ安全教育センター)
 JAL グループ 安全啓発センター
 サバイバル訓練（ヘリコプター乗員向け不時着対応訓練 ADC）
 コンプライアンス研修
 職場のハラスメント対策（管理職/一般職）
 中日本航空 SI ホール※
 ※SI : Safety Innovation

◇その他の教育訓練など

なし

◇確認整備士養成訓練（型式別）

機 種	人 数
EC135T2	2 名
AS365N2	4 名
AS365N3+	4 名
AW139	2 名
H160	0 名

(3) 運航管理担当者

◇定期訓練プログラム

航空危険物輸送安全講習（教官）
運航管理担当者定期訓練
航空危険物輸送一般教育（リカレント）
航空保安教育訓練インストラクター定期訓練

◇安全に関するセミナー等

アルコールリカレント教育
ASEC (ANA グループ安全教育センター)
CRM 講習
JAL グループ 安全啓発センター
OJT 研修講座
WIN フォーラム
ダイアログ イン ザ ダーク体験会
バリューチェーン・バードビュー プログラム体験会
ヒューマンファクター講習
安全運航セミナー（各空港事務所）
気象予報実践講習会
航空保安教育訓練インストラクター養成訓練（新規）
職場のハラスメント対策（管理職/一般職）
折衝・交渉セミナー
中堅社員のための「リーダーシップ」と「マネジメントの基本」
内部品質監査講習会
中日本航空 SI ホール※
※SI : Safety Innovation

◇その他の教育訓練など

なし

2-3 日常運航における問題点の把握およびフィードバック方法

社内報告制度（「なんでも状況報告」、「PILOT REPORT」、「DISPATCHER REPORT」、「Fatigue Report」、「航空機装備品故障報告システム」、「不具合報告」、「鳥衝突報告」等）を活用し、運航上の問題点を把握しています。報告内容は社内イントラネットで全社員が閲覧できます。安全運航推進委員会では、報告内容を確認し、各部署の判断基準やチェック体制を検証します。必要に応じて、手順の改訂や教育・周知等を通じて指導・勧告を行い、安全運航の向上に努めています。

「ヒヤリハット報告」の重要性を日々啓蒙しています。ヒヤリハット委員会では、事案の直接原因だけでなく、背景にある環境や組織の要因も検証し、真の原因を特定して再発防止対策を講じています。収集した報告は社内イントラネットで全社員が閲覧できます。

2-4 安全に関する社内啓発活動等の取り組み

（１）一斉同報装置を使用した全社的な安全及び運航関連情報の共有

（２）航空安全情報自発報告制度【VOICES】発行時の回覧（年３回発行）

２０２４年７月・２０２４年１２月・２０２５年３月

（３）安全ポスター・安全標語の掲示及び安全唱和

毎年全社員を対象に募集し、安全ポスター及び安全標語は入選作を社内に掲示し、始業時ブリーフィング時には、安全唱和を行っています。

（４）ＡＮＨ安全の日（１２月９日）

２００７年１２月９日に発生したＪＡ３１ＮＨの事故を機に、毎年１２月９日を「ＡＮＨ安全の日」として設定し、全社の安全活動及び運航の重要性を確認している。加えて毎月９日を安全の日として設定し、事故の風化を防ぎ、安全意識の高揚・維持継続を図っています。

（５）社長・役員による各基地トップキャラバンの実施

ＡＮＨ安全推進強化月間（１１月９日～１２月９日）の取り組みの一環として、役員による各基地のダイレクトトークを通じ、安全意識の向上を図っています。

（６）マネジメントレビューの実施

マネジメントレビューを実施し、その内容から次年度の安全目標等に反映させています。

2-5 使用している航空機に関する情報（機種ごと）

	エアバス・ヘリコプターズ式	アグスタウェストランド/レオナルド式	ユーロコプター/アエロスパシャル式	エアバス・ヘリコプターズ式	エアバス・ヘリコプターズ式
	H160B	AW139	AS365N2	AS365N3+	EC135T2
保有機数	1 機	4 機	2 機	3 機	5 機
最大座席数	9 席	10 席	6 席	6 席	4 席
平均機齢	3.7 年	13.0 年	21.2 年	9.7 年	20.8 年
導入開始時期	2022 年	2009 年	1991 年	2014 年	2003 年
平均年間飛行時間	213.67 時間	184.72 時間	174.94 時間	181.65 時間	117.62 時間

※機齢は、製造年月日からの年数

※平均年間飛行時間：年度内の平均飛行時間（飛行0時間の機体を除く）

※導入開始時期：対象機種の初就航年

※規則第150条に基づく水上運航では、救命胴衣や救命ボートなどの救命装備を備えている。

3. 法 111 条の 4 の規定に基づく報告について（規則 221 条の 6 第 3 号）

3-1 事故・トラブルの種類別発生件数（航空運送事業）

種 類	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
航 空 事 故	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
重大インシデント（※1）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
安全上のトラブル（※2）	0	0	0	0

注：括弧内の数値は、航空機使用事業に係る数値（外数）を表す

※1：法 76 条の 2 航空機事故には至らないが、事故が発生する可能性があったと認められるもの

※2：法 111 条の 4 航空機の運航に安全上の支障を及ぼす事態

3-2 イレギュラー運航について

・該当 0 件

3-3 安全上の重大性が特に大きかった事象の概要と対応について

・なし

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置について（規則第 221 条の 6 第 4 号）

4-1 前項の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置、又は講じようとする措置

4-8 項に記載

4－2 国から受けた行政指導と講じた処置

該当なし。

4－3 情報の伝達及び共有に関する事項の概要

社内各部門は、日常業務の状況を把握するために安全に関する情報を収集し、再発防止および未然防止対策を講じています。この情報は、社内回覧やイントラネットシステムを通じて必要な階層や部門に伝達されます。報告者が不利益を被らないように配慮される一方で、故意による不安全行為や虚偽の報告は報告保護の対象外となります。安全情報の収集手段としては、社内報告制度、法令に基づく報告、ヒヤリハット報告、内部監査、さらには他社からの情報収集などが含まれます。

4－4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

事故等の防止対策として、安全運航推進委員会を中心に事故の原因解析や再発防止に取り組んでいます。必要に応じて同委員会の委員長が事故調査会を設置し、事故調査会規則に基づき事故原因の究明を行います。

事故等発生時の対応としては、緊急連絡体制や応急処理体制を定めた緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ適切に初動対応ができる体制を構築しています。航空法施行規則第214条に規定される緊急時の措置は、運航規程およびその付属書である運航業務実施規則に詳細に定められており、併せて対応体制の充実に努めています。

一方、災害への備えについては、初動体制構築以降の事業継続や復旧に関しては、事業継続計画（BCP）等により、体制と手順の整備・周知をしています。

4－5 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要

安全監査室は、安全に関連する業務の基準や手順が法令や規程に準拠して適切に実施されているか、業務プロセスが正常に機能しているか、そして必要な記録が適切に保管されているかを年度ごとに確認する。このために、安全監査室は年次の実施計画を策定し、計画的かつ定期的に監査を実施する。具体的な監査の取り扱いに関しては、「安全監査規程」に定められた手順に従う。

4－6 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要

安全管理体制の効果的な運営のために、安全管理規程やその他必要な文書を設定し、維持管理している。さらに、安全管理体制の実績を示すために、収集した安全情報、内部監査の記録、安全運航推進委員会等の記録、教育及び訓練の実施記録、改善事項の記録などを作成し、適切に保管している。

4－7 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要

社長は年1回以上の頻度で、現行の安全管理体制の適切性・有効性について定期的なレビューを行い、安全目標の達成度、監査結果、再発・未然防止活動の進捗、マネジメントレビューの履行状況を評価します。レビューの結果、改善が必要と判断された事項については、関係部門に具体的な施策の立案・実行を指示し、翌年度の部門計画や全社安全目標へ反映します。このプロセスを通じて、継続的な安全マネジメント体制の見直しと全社的改善を主導しています。

4－8 前項 1 から 7 項以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置

当社では、既存の航空無線基地局の拡充および強化に取り組んでいます。加えて、法令では求められていない事項にも積極的に力を入れており、山岳地等に不時着した際でも本社や管轄管制機関との連絡が可能なように、機体には衛星電話を装備し、必要に応じて衛星携帯電話を携行しています。また、自社機の動態監視システムを導入し、飛行中の動向を地上でリアルタイムに把握することで、無線機等で連絡が途絶えた場合でも所在の確認ができ、必要に応じて管轄管制機関等へ援助要請を行うことが可能です。

4－9 輸送の安全に関する目標の達成状況、安全に関する取り組みの実施状況

2024年度の安全指標・安全目標値に基づいた諸活動の推進により、当初目標としていた水準を概ね達成することができたが、ヒューマンエラーに起因する不具合が6件発生しました。

4－10 令和6年度（2024年度）の安全指標・安全目標値

2023年度のマネジメントレビューをもとに、安全指標・安全目標値を設定しています。

	安全指標	目標値	実績値
1	航空機事故ゼロ・重大インシデント	0件	0件
2	ヒューマンエラーに起因する不具合	0件	6件
3	ヒヤリハット事象の報告	25件	27件
4	安全文化構築に向けた安全活動の推進	毎月開催（12回）	12回

以上

全事業所掲示安全ポスター

最優秀作品



全事業所掲示安全ポスター

優秀作品



全事業所掲示安全ポスター

入選作品

【問題】 次の安全方程式について「安全」の値を最も**大きく**するための方法を考えよ。

「安全」＝「基本動作」－「リスク」－「ミス」



?

答え

